

船員保険制度改正 Q & A

全般的事項

(問1) 平成22年1月から船員保険制度はどのように変わりますか。

(答)

1. 船員保険制度は、船員を対象とする総合的な社会保険制度として、昭和15年に創設されて以来、船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きく寄与してきました。

社会経済状況が大きく変化する中で加入者数の減少が続くなど、制度を取り巻く様々な状況変化に対応するため、法律改正が平成19年に行われ、平成22年1月から制度改正が実施に移されることになっています。

2. 今回の制度改正のポイントは、次のとおりです。

(1) 一般制度への統合と船員保険制度における独自給付等の維持

- ①現在の船員保険制度のうち、労災保険相当部分（職務上疾病・年金部門）と雇用保険相当部分（失業部門）は、労災保険制度と雇用保険制度に統合されます。
- ②健康保険に相当する部分（職務外疾病部門）に加え、船員労働の特殊性を踏まえたILO条約や船員法に基づく給付は、新船員保険制度から給付されます。
- ③現在の福祉事業は、一般制度で実施可能な事業は、労災保険制度又は雇用保険制度の中で実施され、その他の福祉事業は、新船員保険制度の福祉事業として引き続き実施されます。

(2) 制度運営主体の変更

- ①現在の運営主体（保険者）である社会保険庁の廃止に伴い、新船員保険制度は、運営コストを抑え、効率的・安定的に業務を実施する観点から、全国健康保険協会（社会保険庁の医療保険部門の後継組織として平成20年10月に発足）が新たな運営主体となります。
- ②新船員保険制度の運営に船員関係者の意見を適切に反映させるため、全国健康保険協会に船員保険協議会が設置されます。
- ③労災保険に相当する部分と雇用保険に相当する部分は、労災保険制度と雇用保険制度の保険者である厚生労働省が新たな運営主体になります。

(3) その他

船員保険特別会計は平成21年末で廃止され、労働保険特別会計及び年金保険特別会計に統合されます。

給付に関する事項

(問2) 船員保険制度の見直しにより、船員に対する給付水準はどうなりますか。

(答)

1. 船員保険制度の見直しにより保険給付を行う運営主体は変更されますが、給付水準については、船員労働の特殊性を踏まえ、平成22年1月以降も基本的に現在の水準が維持されます。
2. 具体的には、
 - ① 職務上疾病・年金に関する給付については、労災保険制度に相当する部分を労災保険制度から給付することとし、それではカバーできない部分については、引き続き船員保険制度から給付する。
 - ② 失業に関する給付については、雇用保険で全てカバーされることから、雇用保険制度から一元的に給付する。
 - ③ 職務外疾病に関する給付については、現行制度の給付体系を維持することとしています。

(問3) 現在は、船員について一般の健康保険よりも手厚い給付がありますが、今後とも維持されるのですか。

(答)

1. 現在、船員に対して通常の労働者よりも手厚い給付が存在しているのは、仕事と生活の場が一体であること、自宅から長期間離れること、孤立した船内での作業であること等の船員労働の特殊性があるためであり、ILO条約及び船員法においても、船員に対する特別な給付を行うべきことが定められています。
2. このような背景から、船員保険制度の見直し後においても、給付水準については基本的に現行水準が維持されることとなっており、一般の健康保険よりも手厚い給付は、平成22年1月以降も維持されます。

(参考) 船員に対する主な特別な給付の種類及びその根拠

○下船後3月の職務外の傷病の療養補償

- ・下船後3ヶ月間、職務外傷病の療養費用を10割給付（一般制度には存在しない）

<ILO第55号条約第4条> <船員法第89条第2項>

○職務上の傷病に対する所得保障（休業手当金）

- ・職務上の傷病について、4ヶ月間、100%の所得保障を実施（一般制度は60%）

<船員法第91条第1項>

- 職務上の障害に対する年金の最低保障（障害差額一時金、障害年金差額一時金）
- ・ 障害年金が障害の改善又は受給者の死亡により停止する場合に、累積支給額が最低保障額未満のときは、その差額を一時金として支給（一般制度より手厚い水準）

＜船員法第 92 条＞

- 行方不明手当
- ・ 職務上行方不明となったとき、3ヶ月間、100%の所得保障を実施（一般制度には存在しない）

＜船員法第 92 条の 2＞

- 職務上の死亡に対する年金・一時金の最低保障（遺族一時金、遺族年金差額一時金）
- ・ 遺族年金が受給者の死亡により停止する場合に、累積支給額が 36 月分に満たないときは、その差額を一時金として支給。また、遺族一時金は 36 月分を支給。（一般制度より手厚い水準）

＜船員法第 93 条＞

（問 4）現在既に給付を受けている場合の職務上疾病・年金部門の給付は、どの制度から支給されますか。

（答）

船員保険の職務上疾病・年金部門については労災保険に統合することとされていますが、統合前に支給事由の生じた給付については、平成 22 年 1 月以降も、改正前の船員保険法に基づく給付を行うこととされています。

（問 5）労災保険の給付と船員保険の上乗せ給付の関係はどうなりますか。

（答）

1. 職務上疾病・年金に関する給付については、労災保険制度に相当する部分を労災保険制度から給付することとし、それではカバーできない部分については、引き続き船員保険制度から給付（上乗せ給付）することとしています。

（例）職務上の傷病に対する所得保障、4ヶ月間、100%の所得保障を実施

- ・ 労災保険から休業（補償）給付として 60%を支給、特別支給金として 20%を支給
- ・ 船員保険から休業手当金として 40%（※）

（※ 特別支給金が支給される場合には、省令で定める額を支給）

2. なお、船員保険の給付であって労災保険からの給付と併せて上乗せとして支給されるものの給付決定については、労災保険の給付決定と整合性のとれたものである必要があり、法律上、労災保険からの給付が行われることが、

船員保険からの上乗せ給付に必要な要件として定められています。

(問6) 新船員保険制度の給付に関してわからないことがある場合、どこに問い合わせたら良いのですか。

(答)

1. 新船員保険制度の給付に関してご不明な点がある場合、平成21年12月までは、船員保険事務を取り扱う最寄りの社会保険事務局及び社会保険事務所、又は社会保険庁（運営部企画課船員保険室）にお問い合わせください。
2. 平成22年1月以降は、新船員保険制度の保険者となる全国健康保険協会にお問い合わせいただくこととなりますが、詳しいことは、今後、厚生労働省ホームページ等を通じてお知らせします。

(問7) 平成22年1月以降、けがや病気になった場合の取扱いは、今までと違うのでしょうか。

(答)

1. 平成22年1月以降、職務上のけがや病気の場合と、職務外のけがや病気の場合とで、取扱いが変わることになりますので、以下、それぞれの場合について、概要をご説明します。
2. まず、職務上のけがや病気の場合は、次のようになります。
 - (1) 労災保険の給付には、療養給付、障害給付などの各種の給付があり、保険給付を請求していただく場合には、所定の請求書に、負傷年月日、災害発生状況等についての事業主の証明を受けていただいた上で、所轄の労働基準監督署に提出いただくことが必要となります。
 - (2) 医療機関での受診については、労災病院及び都道府県労働局長が指定する医療機関（「労災指定医療機関」といいます）で受診される場合、自らの費用負担なく、必要な治療を受けていただくことができます。
緊急に診療を受けなければならない等の事情のため、労災指定医療機関以外の医療機関で受診された場合には、費用をいったん立て替え払いしていただき、その費用相当額を労災保険へ請求していただくことにより一定の費用が支給されることとなります。
 - (3) なお、労災保険請求の手続きや労災指定医療機関に関する情報は、厚生労働省のホームページにも掲載していますので、ご参考にしてください。また、労災保険の請求書は、各都道府県労働局又は労働基準監督署に備えていますので、ご不明な点があれば、最寄りのこれらの機関にお問い合わせください。
3. 次に、職務外のけがや病気の場合は、次のようになります。
 - (1) 医療機関で受診していただく場合は、これまでどおり、医療機関の窓口に

船員保険の保険証を提示していただき、診察、治療等を受けていただくという手続きに何ら変更はありません。

(2) 傷病手当金や出産育児一時金などの現金給付については、平成 22 年 1 月以降は、新船員保険制度の保険者となる全国健康保険協会本部（船員保険部・事務所所在地は東京）への郵送により申請していただく予定です。

給付に関するお問い合わせについても、申請手続きと同様、原則として、全国健康保険協会本部（船員保険部）で一括してお受けすることを予定しています。

(3) 地方にお住まいの方にとってできるだけご負担をおかけすることがないような電話相談窓口等の方式を検討中であり、手続きやお問い合わせに関する詳しいことについては、今後、厚生労働省ホームページなどを通じてお知らせします。

(問 8) 現在持っている保険証は平成 22 年 1 月以降も有効ですか。切替えが必要ですか。保険証の記号番号は変わるのですか。

(答)

1. 平成 22 年 1 月以降新たに被保険者となる方については、新しい被保険者証（一人 1 枚のカード方式）が交付されます。
2. 平成 22 年 1 月以前から船員保険制度に加入され、被保険者証をお持ちの方は、新しい被保険者証への切替えまでの間は、現在お持ちの被保険者証を引き続き有効にご利用いただけます。
3. 現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成 22 年 8 月末となっておりますので、それまでに新しい被保険者証への切替えをしていただくこととなりますが、切替えの詳しい手続きについては、平成 22 年 1 月以降、それぞれの事業所などを通じてお知らせします。
4. なお、現在の被保険者証の記号は、かな、漢字及び英数が混在していますが、新しい被保険者証の記号は数字表記に統一する予定です。

(問 9) 保険証を紛失した場合、再発行の申請はどこに行えば良いのですか。

(答)

平成 22 年 1 月以降、再発行の申請は全国健康保険協会に対して行っていただくこととなります。

申請手続きの詳細については、今後、厚生労働省ホームページなどを通じてお知らせします。

(問 10) 上乗せ給付については、船員保険法により給付するとのことですが、

この給付を受けるための申請手続きはどうすれば良いのですか。

(答)

平成22年1月以降、職務上疾病・年金に関する給付については、労災保険制度に相当する部分は労災保険から給付され、上乗せ給付は船員保険から支給されることとなるため、申請手続きは、労災保険の事務を取扱う労働基準監督署と、船員保険の事務を取扱う全国健康保険協会にそれぞれ請求書を提出していただく必要がありますが、申請手続きの詳細については、今後、厚生労働省ホームページなどを通じてお知らせします。

(問11) 労災保険統合後も法人の代表者等の船舶所有者は、職務上の怪我や病気については、引き続き、労災保険で補償されますか。

(答)

1. 労災保険は、労働者の工作中又は通勤による怪我や病気に対して必要な給付を行う制度ですので、船舶所有者に雇用されている船員たる労働者であれば補償を受けることができますが、船舶所有者の方々（中小事業主等や一人親方等）の場合、労災保険から補償を受けていただくためには、別途特別加入制度に加入していただく必要があります。

(問12) 労災保険の特別加入制度に加入する必要があるのは、どのような場合ですか。また、特別加入制度に関する相談はどこに行えば良いのですか。

(答)

1. 船員保険の上乗せ給付は、労災保険が支給されていることが支給要件となりますので、船員保険の被保険者である船舶所有者については、必ず特別加入制度に加入していただくことをお勧めします。
2. 特別加入制度に関するご相談は、お近くの都道府県労働局で受け付けますので、ご相談ください。
また、特別加入制度の詳しいご案内は、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、是非、ご確認ください。

(問13) 現在持っている船員保険の保険証は、労災保険の給付を受ける上でも有効ですか。労災保険では、労働者を雇用する度に被保険者の資格を得る必要がありますか。

(答)

- 現在の船員保険の保険証は、平成 22 年 1 月以降は、職務外の疾病や怪我により療養を受ける場合にのみ有効となり、職務上の疾病や怪我による場合にはご利用いただけません。
- 労災保険は、個々の労働者であれば適用となることから、被保険者証は交付されません。

(問 1 4) 雇用保険への統合により、統合前の船員保険の被保険者期間はどのような取扱いとなりますか。

(答)

- 雇用保険制度に統合することに伴って、施行日前日まで船員保険の被保険者であり、かつ、施行日より雇用保険の被保険者となった方の場合、船員保険の被保険者であった期間を雇用保険の被保険者であった期間とみなすことにより、船員保険の被保険者期間と統合後の雇用保険の被保険者期間とを通算することとしています。
- これにより、雇用保険の被保険者であった期間に、船員保険の被保険者であった期間を加えた上で算定基礎期間に基づく基本手当の所定給付日数が決定されることとなります。

なお、基本手当の所定給付日数を決定する上での算定基礎期間の確認については、社会保険庁で保管している船員保険被保険者であったことの加入記録及び被保険者が保有する船員失業保険証(※)等により確認を行いますので、船員失業保険証は平成 22 年 1 月以降も引き続き保有してください。

※ 施行日以後はじめて基本手当を受けようとする場合における受給資格決定の際に船員失業保険証を添付していただくこととなります。

(参考：基本手当の所定給付日数)

例) 倒産、解雇等による離職者の場合(就職困難者を除く)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日	240日	270日	330日
45歳以上60歳未満			240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日

(問 1 5) 雇用保険の給付を受けようとする場合、申請手続きはどこで行えば良いのですか。また、わからないことがある場合、どこに問い合わせたら良いのですか。

(答)

雇用保険の給付についてはこれまでと同じく本人の住居所を管轄する地方運輸局等が窓口となります(離職後、船員以外の求人をお探しになられる場合は本人の住居所を管轄する公共職業安定所)。

また、雇用保険のその他の給付申請窓口は以下のとおりです。

雇用継続給付：事業所の所在地の住所を管轄する公共職業安定所

教育訓練給付：本人の住居所を管轄する公共職業安定所

(問 1 6) 現在持っている船員保険の保険証は、雇用保険制度の給付を受ける上でも有効ですか。新たな保険証が発行されるのですか。

(答)

1. 現在の船員保険の保険証は、平成 22 年 1 月以降職務外の疾病や怪我により療養を受ける場合にのみ有効となり、雇用保険の給付を受ける場合にはご利用いただけません。
2. 平成 22 年 1 月以降は、雇用保険制度から、雇用保険被保険者証が新たに交付されることとなります。
3. 船員失業保険証は、施行日以降の失業時の受給手続きの際に、地方運輸局等又は公共職業安定所にて確認させていただきますので、平成 22 年 1 月以降も引続きお持ちください。

(問 1 7) 船員失業保険証を紛失した場合、再発行の申請はどこに行えば良いのですか。

(答)

1. 平成 22 年 1 月以降、再発行の申請はできません。
ですので、施行日以後はじめて基本手当を受けようとする場合における受給資格決定の際の所定給付日数の決定に不利益となる場合がありますので大事に保管してください。

(問 1 8) 船員保険の高齢求職者給付金の対象年齢である 60 歳は雇用保険の統合により 65 歳となるのでしょうか。

(答)

1. 船員保険の高齢求職者給付金にあたる雇用保険の高年齢求職者給付金の対象年齢は 65 歳であるため、引き上げられることとなります。
2. ただし、経過措置として段階に応じて生年月日により以下の表のとおり「65 歳」を読み替えることとなります。

生年月日	読替年齢
昭和 25 年 4 月 1 日までに生まれた者	60 歳

昭和 25 年 4 月 2 日から昭和 26 年 4 月 1 日までに生まれた者	61 歳
昭和 26 年 4 月 2 日から昭和 27 年 4 月 1 日までに生まれた者	62 歳
昭和 27 年 4 月 2 日から昭和 28 年 4 月 1 日までに生まれた者	63 歳
昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日までに生まれた者	64 歳

(問 19) 雇用保険への統合により失業時の給付金に影響ありますか。

(答)

1. 船員保険の失業保険金については、標準報酬月額を基礎としてその支給額を決定していますが、雇用保険への統合後（施行日以後の離職者）は、一般労働者との均衡を考慮し、雇用保険で用いられている賃金日額を基礎としてその支給額を決定します。
2. なお、船員保険の失業保険金の額は従来より雇用保険の求職者給付の基本手当（いわゆる失業給付）の日額との均衡を考慮した上で、失業保険金日額表における給付基礎日額の区分に応じて定められています。
3. また、雇用保険への統合後（施行日以後の離職者）の賃金日額の算定に当たっては、船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動することが多い点を踏まえ、失業等の場合の被保険者の生活の安定が図れるよう、船員について算定の特例を設けるよう検討中です。

適用に関する事項

(問 20) 労災保険への統合にあたり保険給付の対象となる者は変わりますか。

(答)

船員保険の被保険者たる労働者は労災保険の適用があるものとするとしていますが、船員保険の被保険者である船舶所有者にあたる方については、問 11 および問 12 のとおり、保険給付を受けるためには特別加入していただく必要があります。

(問 21) 雇用保険への統合にあたり適用の範囲は変わりますか。

(答)

1. 現行制度では、船員保険においては、船員法で規定する船員を被保険者とする一方、雇用保険においては、船員保険の被保険者を適用除外としています。
2. 船員保険の失業部門の雇用保険への統合に伴い、これまで船員保険の被保険者のうち失業部門が適用されていた船員については、原則として、全て雇用保険の適用対象とすることとしています(※)。

(※) 雇用保険制度は、雇用される労働者を対象とした保険制度です。取締役などの役員であっても、雇用される労働者と認められる場合には被保険者となりますが、法人の代表者は、雇用される労働者には該当しないため被保険者となりません。このため、現在、船員保険の失業部門の適用を受けている法人の代表者の方については、雇用保険への統合後は雇用保険の被保険者とはなりません。

3. また、今まで船員保険の適用除外となっていた

① 2月以内の期間を定めて使用される者

② 60歳到達日以後使用される者

について、

① 一般の労働者と異なる取扱いとする特段の理由もないこと

② 高齢化が進む船員の現状等に鑑みると、一般の労働者の取扱い（65歳到達日以降に新たに雇用される者は適用除外）に合わせる事が適当であること

から、新たに適用対象とすることとしています。

但し、②については、昭和25年4月1日までに生まれた方（平成22年4月1日までに60歳以上となる方）については引き続き60歳を適用上限年齢とし、昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた方（平成22年4月2日から平成23年4月1日の間に60歳となる方）については61歳を上限年齢とし、以降、生年月日が1年後になるごとに上限年齢が1歳ずつ上になり、昭和29年4月2日以降に生まれた方については65歳を適用上限年齢とすることとなっています（次の表を参照してください。）。

生年月日	適用上限年齢
昭和25年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者	61歳
昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者	62歳
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた者	63歳
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者	64歳

4. なお、特定種類の漁船以外の漁船に乗り組むために使用される者のうち、1年を通じて使用される者（雇入期間「不定」の者等）については現在の船員保険の失業部門の適用を受けることとなっていますが、雇用保険への統合後においても、同様の取扱い（雇用保険の適用を受ける）とすることとしています。

（問22） 新船員保険制度の適用に関して何かわからないことがある場合、どこに問い合わせれば良いですか。

（答）

新船員保険制度の適用に関するお問い合わせの受付窓口は、平成21年12月までは船員保険事務を取り扱う社会保険事務局及び社会保険事務所ですが、平成22年1月以降はすべて日本年金機構の年金事務所となります。

なお、現在の船員保険の失業部門については、雇用保険に統合されることとなりますので、平成22年1月以降は、公共職業安定所にお問い合わせいただくこととなります。

(問 2 3) 現在、船員保険制度に加入している船舶所有者は、新船員保険制度の適用を受けるために、何か手続きが必要ですか。

(答)

現在の船員保険の記録は年金事務所に引き継がれるため、手続きは不要です。また、船員保険の失業部門については、社会保険庁が保有する船員保険の失業部門の適用データを引き継ぐ形で移行することとなっています。船舶所有者には、平成 22 年 1 月中旬以降に、社会保険庁のデータの移管結果を通知し、その内容を確認していただくこととしています。このため、施行日（平成 22 年 1 月 1 日）前に、船員保険の適正な届出が行われていない場合には、データ移管が適切に行われず、雇用保険の適用が受けられないなど、船員の方に不利益が生じる場合がありますので、施行日までに適切な届出を行うよう留意してください。

(問 2 4) 平成 22 年 1 月以降、新たに新船員保険制度の適用をうける場合、どこに申請すれば良いですか。

(答)

新船員保険制度の適用に関する窓口は、平成 22 年 1 月以降は年金事務所となります。

(問 2 5) 現在、船員保険の被保険者を雇用する船舶所有者は、新たに、労災保険制度と雇用保険制度の適用を受けるためには、手続きをする必要がありますか。

(答)

1. 船員を雇用している船舶所有者においては、労働保険についての届出等を平成 22 年 1 月に行っていただく必要があります。
2. 具体的には、労災保険制度と雇用保険制度の適用を受けていただくため、各事業所において、「保険関係成立届」を平成 22 年 1 月 12 日（火）まで（成立から 10 日以内）に所轄の労働基準監督署に提出していただく必要があります。なお、届出用紙は、11 月に社会保険事務局等より送付予定です。
3. また、その年度分の労働保険料を概算保険料として平成 22 年 2 月 22 日（月）まで（成立から 50 日以内）に申告・納付していただきます。なお、届出用紙は、上記の成立届の事業主控えを返戻する際に交付する予定です。
4. 雇用保険の手続きですが、船員保険の失業部門については、社会保険庁が保有する船員保険の失業部門の適用データを引き継ぐ形で移行することとなっています。船舶所有者には、平成 22 年 1 月中旬以降に、社会保険庁のデータの移管結果を通知し、その内容を確認していただくこととしていますので、

内容を確認の上、必要な事項を届け出いただくとともに、送付された書類の内容を変更する必要がある場合には、併せて変更事項を届け出てください。

なお、施行日（平成 22 年 1 月 1 日）前に、船員保険の適正な届出が行われていない場合には、データ移管が適切に行われず、雇用保険の適用が受けられないなど、船員の方に不利益が生じる場合がありますので、施行日までに適切な届出を行うよう留意してください。

保険料に関する事項

（問 2 6） 船員保険の保険料負担の仕組み、保険料率の考え方はどのようなものですか。

（答）

1. 今回の制度改正により、新船員保険制度の保険料率については、
 - ・ 職務外疾病部門の給付に係るものとして、労使折半による疾病保険料率（40%～110%）
 - ・ 職務上疾病・年金部門の給付及び保健福祉事業に係るものとして、事業主負担による災害保健福祉保険料率（10%～35%）に区分し、いずれの保険料率についても、法律で定められた上下限の範囲内で、全国健康保険協会が、船員保険協議会の意見等を踏まえて収支が均衡するように設定することとなります。
2. 具体的には、平成 22 年 1 月からの保険料率は、次のとおりとなる予定です（正式には、今後、厚生労働大臣の認可の後、決定されることとなります）。
 - ・ 疾病保険料率：92.5%（船舶所有者 47%、被保険者 45.5%）
 - ・ 災害保健福祉保険料率：14%（船舶所有者負担）

（注）

疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率：5%

独立行政法人等職員に係る災害保健福祉保険料率：5%

後期高齢者医療の被保険者等に係る災害保健福祉保険料率：14%

（問 2 7） 船員保険料率は検討中と聞きましたが、労災保険料・雇用保険料と一緒にした場合、保険料が増えるのか、減るのか、教えてください。

（答）

1. 現在の船員保険の保険料率は、180%（被保険者 49.5%、船舶所有者 130.5%）となっています。
2. 平成 22 年 1 月以降の保険料率については、
 - ① 新船員保険の保険料率は、106.5%（被保険者 45.5%、船舶所有者 61%）となる予定（正式には、今後厚生労働大臣の認可を受けて決定）であり、
 - ② 労働保険料率は、労災保険 50%、雇用保険 11%の計 61%（被保険者 4%、

船舶所有者 57%) となります。

3. 合計の保険料率は、現在は 180% ですが、平成 22 年 1 月以降は 167.5% となる予定であり、12.5% 減る予定です。

また、被保険者、船舶所有者別では、被保険者は 49.5% で増減はなく、船舶所有者は 130.5% が 118% となり、12.5% 減る予定です。

なお、疾病任意継続被保険者の保険料率（被保険者負担）は、現在の 105% が 97.5% となり、7.5% 減となる予定です。

(問 28) 保険料の納付手続きはこれまでと何か変わるのですか。近所のコンビニなどで振り込むことはできますか。

(答)

1. 船員保険の保険料はこれまでと同じように毎月納付いただくことになり、変更はありません。
2. 労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告の上精算することになっており、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。
この手続は、毎年 6 月 1 日から 7 月 10 日の間に、労働基準監督署、都道府県労働局又は金融機関で行っていただくこととなります。
3. 船員保険の疾病任意継続被保険者については、全て東京での事務処理となりますが、ご不便をおかけしないようコンビニ等での振り込みを可能とする予定で、詳細については、後日お知らせします。

福祉事業に関する事項

(問 29) 船員保険の福祉事業はどうなりますか。

(答)

船員保険の福祉事業については、労災保険における社会復帰促進等事業及び雇用保険における雇用保険二事業の枠組みの中で実施できる事業は、それぞれの事業として実施されることとなりますが、それ以外のものについては、引き続き新船員保険制度の福祉事業として実施されます。ただし、平成 21 年 12 月時点で現に受給されている方の場合には、引き続き、船員保険制度から支給されることとなり、全国健康保険協会に申請書をご提出いただくこととなりますので、ご注意ください。

(問30) 特定健診・特定保健指導などの保健事業はどうなりますか。

(答)

1. 特定健診・特定保健指導などの保健事業については、平成20年度から保険者が実施しなければならない事業として位置付けられ、船員保険においても、加入者に対して保健事業を実施しています。
2. 平成22年1月以降、船員保険制度は全国健康保険協会が保険者となり、これらの事業についても協会が実施していくこととなります。

■高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（特定健康診査）

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

（特定保健指導）

第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

(問31) 就学等援護事業についてはどうなりますか。

(答)

現在の就学等援護事業については、平成22年1月以降、原則として、労災保険における社会復帰促進等事業において実施されることとなります。

ただし、平成21年12月時点で現に受給されている方の場合には、引き続き、船員保険制度から支給されることとなり、全国健康保険協会に申請書をご提出いただくこととなりますので、ご注意ください。